

令和2年 第8回 定例教育委員会 会議録

招集日時	令和2年8月18日 午後6時30分			
開会日時	令和2年8月18日 午後6時30分			
閉会日時	令和2年8月18日 午後7時09分			
開催場所	ふじみ野市役所第4庁舎2階 D201会議室			
教育長	朝倉 孝			
委員出席席状況	席番	氏名	出席別	説明のため出席した者
	1	富田信太郎	出	教育部長 皆川恒晴
	2	塩野 好一	出	学校教育課長 清水篤史
	3	丸山 昇	出	学校教育課主幹 三宅雅生
	4	茂井万里絵	出	学校給食課長 桑子恵美
				社会教育課長 永倉秀雄
書記	教育総務課副課長 篠澤 亮		傍聴人数	0人
会 議 概 要				
議 事 等				
第52号議案	「ふじみ野市入学準備金・奨学金利子補給要綱の一部を改正することについて」 (可決)			
第53号議案	「ふじみ野市小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正することについて」 (可決)			
第54号議案	「ふじみ野市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正することについて」(可決)			
第55号議案	「ふじみ野市立図書館協議会委員を委嘱及び任命することについて」(可決)			
報告事項	「専決処理に関する報告について(損害賠償の額を定めることについて)」(承認)			
報告事項	「ふじみ野市小・中学校通学区域(ふじみ野市大原二丁目1735番1外)の編成の答申について」(承認)			
報告事項	「公共施設の安全点検結果について」(承認)			
報告事項	「なの花学校給食センター整備運営事業モニタリング結果の公表について」(承認)			
(18時30分)	○開会の宣告			

教育長	<p>ただ今から、令和2年第8回定例会教育委員会会議を開催いたします。</p>
教育長	<p>○会議録の承認</p> <p>まず、はじめに、前回定例会会議録の承認についてです。</p> <p>事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等はございますか。</p>
各委員	<p>(確認事項なし)</p>
教育長	<p>特にないようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
教育長	<p>それでは、会議録につきましては、この内容で承認といたします。</p> <p>後ほど、委員の皆様のお署名をお願いします。</p>
	<p>○教育長からの報告</p>
教育長	<p>明日から2学期が始まります。大変暑い中ですので、子供たち教職員含めて熱中症等に注意しながら、尚且つコロナウイルス感染リスクにも充分備えながら、2学期を開始したいと考えております。なお、給食については、来週の月曜日からは開始となります。大変暑い中ですので、1つ心配なのは食中毒の発生です。これについては両センターとも充分注意をしながら進めてまいりたいと考えます。また、社会教育施設、図書館・公民館も含めて、コロナ対策をしながら開館をしております。図書館等の運営もしておりますが、後ほど改めてそれらの対策についてお話をさせていただきたいと思っております。</p> <p>この夏休み期間ですが、特に子供たちに大きな事故等はありませんでした。大変短い夏休み期間でしたし、保護者の方もいろいろな意味で注意を払っていたものと思います。以上何点か報告しましたが、確認事項等はございますでしょうか。</p>
各委員	<p>(なし)</p>
	<p>○本日の議事</p>
教育長	<p>それでは議事に入ります。本会議にあらかじめ提案させていただいた議事の件数は、議案4件、報告事項4件ですが、議案等の審議に入る前に、</p>

委員の皆様にご本日の審議方法等についてお諮りしたいことがございます。

本日の議案等のうち、件数番号2番、第53号議案「ふじみ野市小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正することについて」と、件数番号6番、報告事項「ふじみ野市小・中学校通学区域(ふじみ野市大原二丁目1735番1外)の編成の答申について」は、関連する内容となりますので、一括して審議を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員

(各委員：了承)

教育長

それでは、そのように議事を進めさせていただきます。

○提案理由の説明

教育長

それでは、教育部長から議案の提案理由をお願いします。

教育部長

(提案理由を説明)

○第52号議案

教育長

はじめに、第52号議案「ふじみ野市入学準備金・奨学金利子補給要綱の一部を改正することについて」を議題といたします。本議案の説明を教育部長よりお願いします。

教育部長

第52号議案、ふじみ野市入学準備金・奨学金利子補給要綱の一部を改正することについて御説明いたします。

本市は、かつては入学準備金及び奨学金の直接貸付を行っていましたが、より市民の皆様へ有利な制度となるよう見直しを図り、平成30年度からこの利子補給制度に移行しました。

利子補給制度への移行により、直接貸付制度と比較して、対象金額、対象者の範囲、ともに拡大しました。

利子補給制度導入時においては、入学準備金は保護者が日本政策金融公庫から借入れ、奨学金は学生が入学後に日本学生支援機構から一定額を毎月借入れると想定して制度設計しました。

しかし、実際に利子補給制度の運用を開始してみると、日本政策金融公庫から入学準備金のみならず授業料も合わせて借入れるケースが見受けられることから、そのような借り方をした方にとっても利子補給のメリッ

トが増えるように制度を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

第2条中第1号は字句の改正であり、内容は変更しません。

同条第4号及び第5号、第3条は、それぞれ入学準備金、奨学金と分けて規定していたものを一つにまとめた改正です。

これに関連して、第4条は入学準備金、奨学金の区分を公庫から借り入れたものと機構から借り入れたものに区分し直す改正です。

第5条及び第6条は、利子補給制度を実際に運用開始する中で、事務手続き上必要となった改正です。

では、今回の改正により、具体的にどのように制度のメリットが増えるのかについて御説明いたします。

一例を挙げます。入学金20万円、授業料が前期・後期それぞれ50万円の私立大学に入学したケースを例にとります。

この場合において入学金と前期の授業料、合わせて70万円を保護者が日本政策金融公庫から借り入れたとすると、現行の制度ですと70万円の借入額のうち利子補給の対象となるのは入学準備金相当額の20万円のみとなってしまいます。

しかし、本日提案しました改正案では、70万円のうち限度額60万円が利子補給の対象となり、対象額が増えることとなります。

説明は以上です。御審議よろしく願いいたします。

教育長

それでは、この案件について、各委員の皆様から、御質問がございましたらお願いします。

丸山委員

非常に良いことだと思います。どのくらいの保護者・子供たちが対象となるのですか。

教育部長

対象となるのは、先ほど御説明しましたとおり、貸方が変わるので一例に挙げたように入学準備金と前期の授業料等と併せて借りた方はほとんどが対象となります。制度を創った時は、利率が学生支援機構の方が低いので、入学準備金は入学準備金として政策金融公庫から借り、奨学金は奨学金として学生支援機構から借りることを想定していました。入学準備金については、政策金融公庫が貸しますけれども、原則として学生支援機構では、入学準備金に相当するものの貸し付けはありません。例外的にどこか

<p>丸山委員</p>	<p>らも借りられなかった場合には借りられますが、ただ、政策金融公庫はほとんどの場合に貸さないということはありませんので、当初はそのような分け方をしました。しかしながら、実際には、学生支援機構よりも多少利率が高くても政策金融公庫から奨学金に当たるものも一度に借るケースがありましたので、これも対象に含めようとする改正となります。</p> <p>非常に良い制度だと思います。今、コロナ禍で経済のダメージがこれから出ると思います。その中で、一番コロナによって影響を受けるのが、ギリギリで頑張っている保護者だと思います。そこに対して、ふじみ野市として暖かい支援をしていただけるのは大変うれしく思います。是非よろしくをお願いします。</p>
<p>教育長</p>	<p>他にありますか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>御質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>第52号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(全員賛成)</p>
<p>教育長</p>	<p>賛成総員と認め、第52号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>○第53号議案</p>	
<p>教育長</p>	<p>次に、先ほどお諮りしたとおり、第53号議案「ふじみ野市小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正することについて」と、件数番号6番、報告事項「ふじみ野市小・中学校通学区域(ふじみ野市大原二丁目1735番1外)の編成の答申について」を一括審議いたします。本議案等の説明を学校教育課長よりお願いします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>令和2年7月8日に教育委員会から諮問いたしましたイトーヨーカドー跡地等の小・中学校通学区域の編成につきまして、同年8月7日にふじみ野市立小・中学校学区審議会の大津朋子会長より教育長へ答申書が提出されました。</p> <p>当審議会では、将来的に子どもたちが充実した学習環境の中で過ごすことができることを第一に考え、全2回の審議会の中で慎重に審議を進めていただき、答申に至っております。</p> <p>本日資料としてお手元に配付しております【報告事項】の答申の内容で</p>

ございますが、1つ目として、元福小学校及び葦原中学校については、現行の通学区域に基づく学級数の推計をみると、学校教育法上、学校規模の標準とされる下限の12学級を下回る可能性があること。

2つ目として、児童生徒が多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨しながら資質や能力を伸ばしていくためには、学校の適正規模を確保することが重要であること。

今申し上げた2つのことから、今後大規模な住居等の開発が見込まれている当該地域については、子どもたちのより良い学習環境を確保するため、元福小学校及び葦原中学校の通学区域を設定することが望ましいとの答申をいただいております。

つきましては、本答申を踏まえ、イトーヨーカドーの跡地等の通学区域を元福小学校及び葦原中学校の通学区域とするため、ふじみ野市小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正したいので、ふじみ野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第12号の規定に基づき、提出するものでございます。

教育長

ただ今の第53号議案、報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。

各委員

(なし)

教育長

御質問がないようですので、お諮りします。

第53号議案は原案のとおり決定し、報告事項を承認してよろしいでしょうか。

各委員

(全員賛成)

教育長

賛成総員と認め、第53号議案は、原案のとおり決定し、報告事項を報告の内容のとおり了承いたします。

○第54号議案

教育長

次に、第54号議案「ふじみ野市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正することについて」を議題といたします。

本議案の説明を学校給食課長よりお願いします。

学校給食課長

第54号議案「ふじみ野市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正することについて」御説明します。

この施行規則では、学校給食費の徴収方法や支払い場所を定めています
が、三菱UFJ銀行の窓口における公共料金の支払いが来年令和3年3月
末をもって終了することから、同施行規則の一部改正をお願いするもので
す。

具体的な改正方法は、様式1の裏面にある13の取り扱い金融機関のうち
三菱UFJ銀行を削除するというものでございます。

なお、この取り扱い終了による影響でございますが、学校給食費の支払
いはそもそも口座振替の利用率が高く、昨年度現年度分ですと、81,73
6件、全体の96.44%が口座振替でのお支払いでした。

一方、納付書による金融機関等でのお支払いは1,381件、1.63%
であり、実際、三菱UFJ銀行の窓口での支払いが何件であったのかは記
録がないので不明ですが、市内に支店もございませんので、それほど大き
な影響はないものと考えています。しかし、保護者の方々への周知はしっ
かりと行ってまいりたいと考えています。

また、取り扱いが終了しますのは、窓口での支払いだけであり、三菱UFJ
銀行の口座振替は引き続きご利用いただけます。

以上御審議のほどよろしく願いいたします。

教育長

この案件について、各委員の皆様から御質問がございましたらお願いし
ます。

富田教育長職務代理者

教えていただきたいのですが、三菱UFJ銀行の本支店の窓口で取扱わ
ないというのは、ふじみ野市に限ったことではなく全国的にこういった措
置となっているのでしょうか。

学校給食課長

その市町村内に本支店がないところについて、まずお話があったよう
です。現在、窓口でのお支払いは、無料で取り扱っていただいておりますが、
来年度以降、1件300円と聞きましたが、本支店がない市町村の公金の
取扱いについては手数料をいただけないかとの打診を受けましたので、関
係各課とも話をした結果、それではということを取りやめる形で決定した
ということです。

教育長

他に御質問はございますか。

各委員

(なし)

教育長

他に質問がないようですので、お諮りします。

<p>各委員 教育長</p>	<p>第54号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 (全員賛成) 賛成総員と認め、第54号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>○第55号議案 次に、第55号議案「ふじみ野市立図書館協議会委員を委嘱及び任命することについて」を議題といたします。本議案の説明を社会教育課長よりお願いします。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>第55号議案「ふじみ野市立図書館協議会委員を委嘱及び任命することについて」御説明させていただきます。 議案を1枚めくっていただき、別紙の委員名簿の案を御覧ください。 本議案につきましては、ふじみ野市立図書館協議会委員の任期が令和2年9月30日をもちまして任期満了となるため、10月1日付で委員名簿の皆様へ図書館協議会委員を委嘱及び任命するものでございます。 ふじみ野市立図書館協議会は図書館法第14条及びふじみ野市立図書館条例第16条に基づき設置し、図書館の運営に対し、意見を述べる機関となっております。 会議は、年3～4回開催する予定となっております。任期は令和2年10月1日から令和4年9月30日までの2年間となります。 協議会の委員の構成でございますが、図書館条例第16条第5号により、1号委員は市内の学校の代表者から2名、2号委員は社会教育関係団体の代表者から4名、3号委員は学識経験者から3名、4号委員は家庭教育の向上に資する活動を行う者から1名以上10名でございます。 それぞれの団体からご推薦いただきましたので、委員の委嘱及び任命について御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>この案件について、各委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
<p>各委員 教育長</p>	<p>(なし) 御質問がないようですので、お諮りします。 第55号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>

各委員	(全員賛成)
教育長	賛成総員と認め、第55号議案は、原案のとおり決定いたします。
教育長	○報告事項
教育長	次に、「専決処理に関する報告について(損害賠償の額を定めることについて)」、あおぞら学校給食センター所長より報告をお願いします。
あおぞら学校給食センター所長	お手元の資料を御覧ください。事故の内容ですが、令和2年5月25日(月)午後3時25分ごろ、大井浄水場前の市道において市職員が運転する車両と相手方の所有する車両がすれ違う際、車両のドアミラー同士が接触し相手方車両の右側ドアミラーが欠落したものです。損害賠償額については、19,454円です。令和2年6月26日に地方自治法第180条第1項の規定により、市長の専決処分を行い、示談が成立いたしましたので、御報告するものです。
教育長	この報告については、議会へ報告することとなっており、昨日の臨時議会において報告いたしましたことをお知らせします。ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。
富田教育長職務代理者	市の職員の方が運転する車両に明らかな過失があったということですか。
あおぞら学校給食センター所長	すれ違う際に避けてはおりますが、接触してしまったことで過失があるものと考えております。
教育部長	今、所長から申し上げたとおりですが、少し補足をさせていただきますと、狭い道で市の職員は時速15kmまで減速してなるべく左側によっていました。相手側の方が少しスピードが出ており、そのスピードの差なのか分かりませんが、過失割合は市が45、相手側が55で相手側の過失割合が10%多くなっています。相手側の損害の額が大きく、そのうちの45%を市が負担し、こちらの少額であった損害額の55%を相手側が負担するものです。相手側の損害額の45%がこちらに記載の19,454円となります。
教育長	他に御質問はございますか。
各委員	(なし)
教育長	それではただ今の報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。

各委員	(異議なし)
教育長	<p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。</p>
教育長	<p>○報告事項</p> <p>次に、「公共施設の安全点検結果について」、教育部長より報告をお願いします。</p>
教育部長	<p>公共施設の安全点検結果について御報告いたします。</p> <p>本市では、毎年7月25日から7月31日までを公共施設安全点検週間とし、日常点検とは別に一斉点検を実施しています。</p> <p>この度、今年度の教育委員会の点検結果がまとまりましたので御報告します。</p> <p>お手元の資料、右上に「件数番号7」と書いてあります「公共施設の安全点検結果について」を御覧ください。</p> <p>点検施設は、種類・用途ごとにⅠ類からⅢ類までに分類されています。</p> <p>Ⅰ類は小中学校を除く「建築物である公共施設」であり、34施設です。Ⅱ類は小中学校19施設です。Ⅲ類は1施設です。</p> <p>点検箇所及び点検方法の概要について、建築物を例にとって御説明いたします。</p> <p>まず、敷地及び外構です。敷地に著しい段差がないか、舗装の剥離等の損傷がないか、フェンスや扉に変形、破損、腐食、緩みがないか等を目視や動作確認により点検します。</p> <p>同様に、建物本体、自動ドア、空調機、消防設備、電気設備、昇降機等も点検します。</p> <p>点検項目は、1棟の建築物当たり68項目あります。</p> <p>点検の結果は、危険度に応じ、「A」・「B」に分けて評価します。</p> <p>「A」は使用中止、「B」は概ね1年以内に是正することが必要という評価です。</p> <p>今年度も昨年度と同様、「A」・「B」に該当するものではありませんでした。</p> <p>しかし、この結果に気を緩めることなく、引き続き各施設の安全確保に万全を期していきたいと考えています。</p> <p>説明は以上です。よろしく申し上げます。</p>

教育長	ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いいたします。
丸山委員	大変すばらしい取り組みだと思います。7月25日から7月31日までの間の安全点検していただいている、大変ありがたいです。1点お聞きしますが、どなたが点検をされているのですか。
教育部長	各施設の担当職員です。
丸山委員	学校はどなたが点検をされているのですか。
教育部長	学校については教職員が点検をしております。
丸山委員	安全点検の項目があってそれを確認するようなやり方ですか。
教育部長	点検するにあたって点検すべき項目がシートになっておりまして、それを一つ一つ目視して点検をするというやり方です。
教育長	全て、どの施設も最終報告は、それぞれの長が報告をする、学校であれば学校長が責任を持って報告することとなります。 他に御質問はございますか。
各委員	(なし)
教育長	それではこの報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、報告の内容のとおり了承いたします。
	○報告事項
教育長	次に、「なの花学校給食センター整備運営事業モニタリング結果の公表について」、学校給食課長より報告をお願いします。
学校給食課長	なの花学校給食センター整備運営事業モニタリングについてでございますが、昨年度と1点変更点がございます。今年度から、「総合評価」という項目を1つ追加して評価を行いました。評価結果の左手下の方に「総合評価」とございますが、これがその部分になります。 モニタリング項目自体は、全部で44項目ございますが、それらを踏まえまして、総合的な評価を加えることで、結局その1年の業務は要求サービス水準に到達していたのかどうか、ということが一目瞭然で分かるようにしたいと考えましたのが変更の理由でございます。 次に、評価結果についてですが、要求水準書どおり適切に業務が運営さ

れていれば「1」から「5」までの点数のうち、「3」を付けることとなっています。

昨年度丸山委員さんから「もっとプラス評価をできることがたくさんあるのでないか」との御指摘も頂戴しておりますので、私共どもも、もう少しメリハリを意識して評価を行ったところではございますが、結果44項目中、水準を満たしている評価区分「3」が40項目、要求サービス水準以上と評価できる「4」が2項目、要求サービス水準を達成できていない「2」が2項目となりました。

それでは、この評価結果のうち、「2」、「4」と評価した4項目についてのみ、上から順に御説明いたします。

まず最初に、維持管理業務の中ほど「業務体制」を2としました。

これは、昨年10月の台風の時に折板屋根が強風にあおられて、化粧カバーが屋上の空調室外機置き場に落下するという事象が発生しました。

市としましては、なの花学校給食センターの維持管理と運営を委託している㈱ふじみ野学校給食サービスに修繕の依頼をしたわけですが、修繕方法や費用負担についてなかなか社内での意見がまとまらず、結果的には年度を超えて今年やっと修繕が完了することとなりました。この点について、社内の業務体制の強化が必要であるとして評価を「2」にしました。

続きまして中ほど、「給食調理の基本的な考え方」のところを「2」といたしました。これは昨年度中に発生した異物混入が5回、そして12月にはココア揚げパンの塩と砂糖の計り間違いが発覚したことなどがございまして、安全で衛生的な学校給食という基本に立ちかえり、一つ一つの作業を間違いなく行うという職員の意識が非常に大切な部分であると考えましたので、「2」と評価いたしました。

続きまして下の方「食育等実施支援」及び「市との密な連携」については昨年に引続き評価を「4」としました。

昨年度も調理場の見学ほか、テラス給食を10月に5回実施、約160名が参加し、その際に自社からテーブルクロスを用意して児童に喜ばれたり、11月の市防災訓練では炊きだしを行い、おにぎりを作って隣の避難所である花の木中学校へ届けたりして貢献したことが評価の理由です。

総合評価でございますが、数値的にも「4」が2つ、「2」が2つで平均

	<p>して「3」となりますが、全般的にみましても昨年度維持管理運営業務は要求水準サービスを達成していたと判断できましたので、評価を「3」といたしました。</p> <p>以上で御説明をおわります。</p>
教育長	<p>ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
丸山委員	<p>最初の10月13日の台風で破損した屋根の修繕が確定したのと、過日の大井小学校の空食管の件があったと思いますが、時系列にどちらが先ですか。</p>
学校給食課長	<p>折板屋根の事象が先です。空食管は、今年度におきたことですので、来年度の評価対象となります。</p>
丸山委員	<p>そうすると、昨年度の段階で屋根の修繕について素早く適切な対応が取れたのか、取れなかったのかということで、学校給食課として「2」という評価となったのですか。</p>
学校給食課長	<p>この部分につきましては、もっと迅速に修繕すべきであったであろうと判断いたしましたので、「2」という評価としました。</p>
丸山委員	<p>というのは、それに対して指導というのは当然なされているのですか。</p>
学校給食課長	<p>私ども、毎月1回、今日もありましたが、構成会社とで定例会を設けております。当然、この屋根の破損した10月以降、毎月毎月、早く直してもらいたいと協議を重ねてまいりましたが、遅々として進まずということがございました。</p>
丸山委員	<p>契約書の中身がわからないのですが、それが最初の契約の中で、破損した場合には、今、請け負っている会社で直すということが入っているのでしょうか。</p>
学校給食課長	<p>そもそもその辺りにも修繕が進まなかった理由がございまして、今回、台風という自然災害を原因とするものについて、どこが見るべきか、危険負担との問題もございました。私共が、そもそも風を受けやすい仕様で造られている部分も大なり小なりあると思いましたので、いわゆる原状回復をお願いしたいと申し上げました。そうしますとこの会社は、建物を建てた鹿島建設と維持管理をする伊藤忠等様々な会社が順を追って関わっているものですから、もともと風を受けやすい構造となっていたのか、この部</p>

丸山委員	<p>分はどこに責任があるのかというような話が蒸し返されまして、どこまで直したらよいのかというところで、会社の中でもなかなか折り合いがつかず年度を越えての修繕となってしまいました。</p>
教育長	<p>恐らく、なぜこの設計にしたのかということを含んだ話になっていたと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。今の件については、学校給食課長から説明があったとおり、素早い対応ができなかったというところでございます。</p> <p>他に御質問はございますか。</p>
各委員	(なし)
教育長	<p>御質問等、ないようですので、報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
教育長	<p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。</p> <p>以上で、議案及び報告事項の審議を終了いたします。</p>
教育長	<p>○各課からの報告</p> <p>ここで本会議に出席している各課から別件で報告をしておくべき事項がありましたらお願いします。</p> <p>(なし)</p>
教育長	<p>○次回の日程等</p> <p>続いて、次回の教育委員会会議についてです。</p> <p>次回は、令和2年第9回定例教育委員会会議を令和2年9月29日(火)午後6時30分から、会場は市役所第4庁舎2階D201会議室を予定しております。</p> <p>なお、傍聴人の数は5名までとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	(了承)
教育長	<p>それでは、次回の定例教育委員会会議の傍聴人は、先着順に5名を限度とします。</p>

教育長	○閉会の宣告 以上で、令和2年第8回定例教育委員会会議を閉会いたします。 ありがとうございました。
(19時09分)	